

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年8月21日)

【件名】

- 1 中央病院における患者カルテの不適切閲覧に対する処分について…………… 1

病 院 局

中央病院における患者カルテの不適切閲覧に対する処分について

令和2年8月21日
病院局総務課

中央病院における患者カルテを不適切に閲覧した職員等に対し、令和2年8月20日付けで処分を行いましたので、ご報告します。

1 事案の概要

中央病院に入院した新型コロナウイルス感染症患者の電子カルテについて、治療等の業務に関係しない不適切な閲覧があったもの。

2 病院局による職員の聴取

- (1) 1例目 206名が閲覧
うち、中央病院の調査で不適切閲覧と判断された職員28名
- (2) 2例目 127名が閲覧
うち、中央病院の調査で不適切閲覧と判断した職員5名（1例目の28名と重複）
- (3) 上記（1）及び（2）のうち、業務との関係性が不明確であった職員73名
- (4) 聴き取りを行った職員101名の内訳
医師11名、看護師85名、臨床検査技師1名、メディカル・アシスタント4名

3 不適切閲覧者の処分

- (1) 101名の聴き取りを行い、28名を処分した。

| 区分 | 口頭注意 | 文書訓告 | 処分なし |
|---------------------------------|------|------|------|
| 中央病院の調査で不適切閲覧と判断された職員 28名 | 19名 | 5名 | 4名 |
| 中央病院の調査で業務との関係性が不明確だった職員 73名 | 4名 | 0名 | 69名 |

- (2) 処分の考え方

- ア 口頭注意 1例目の患者のみを閲覧し、又は病院長による注意喚起を認識する前に閲覧したもの
- イ 文書訓告 1例目及び2例目の両方を閲覧し、又は病院長による注意喚起を認識した後に閲覧したもの

- (3) 処分した職員の職種

看護師23名、臨床検査技師1名、メディカル・アシスタント4名

- (4) 上記2で不適切閲覧と判断した職員のうち、4名を処分しなかった理由。

- ア 新型コロナウイルス感染症患者が重症化すれば、担当部署が患者を受け入れることが想定されていた。（2名）
- イ 患者が増えれば、感染症病床を応援看護するように指示されていた。（2名）

- (5) 上記2で業務との関係性が不明確と判断した職員のうち、69名を処分しなかった理由。

病院局の調査により業務との関係性が認められた。

4 組織管理上の処分

電子カルテの不適切閲覧の可能性を認識した段階で適切な対応を取らなかったため、中央病院職員5名を処分した。

- (1) 院長 文書訓告 【これに加えて給料の0.2月分を自主返納】
- (2) 副院長兼事務局長 文書訓告
- (3) 局長（3名） 口頭注意

5 病院局の責任

県立病院において、県民の皆様の信頼を裏切る行為が発生したことに対し責任をとる。

病院事業管理者 給料の0.2月分を自主返納